

大家さん・不動産事業者さんのための

# 住まいの相談会



千葉県が指定する居住支援法人の相談員をお迎えして、大家さんや不動産事業者の方々が抱える「住まい」に関するお悩みを一緒に考える相談会を開催します。

令和8年2月3日（火）午後2時～4時

- 会 場 東野パティオ 1階 会議室1・2（浦安市東野1-9-3） ※駐車場あり
- 参加費 無料
- 対 象 大家、不動産事業者、その他住まいの支援に関心のある方
- 申込み メールで [shakaifukusika@city.urayasu.lg.jp](mailto:shakaifukusika@city.urayasu.lg.jp)宛にお申し込みください  
(件名を「住まいの相談会申込」とし、本文に氏名と連絡先をご入力ください)

## 「居住支援法人」って？

正式には「住宅確保要配慮者居住支援法人」といい、高齢者や障がい者といった住宅確保要配慮者に支援を行う法人のうち、県知事の指定を受けた法人のことを言います。

住まいに困っている方や大家さん、不動産事業者さんに支援を行います。入居前から入居中、退去まで、ご相談に応じるとともに必要な支援をしています。

## こんなお悩みありませんか？

入居者が退職後に家賃の支払いが難しくならないか心配

入居者のお部屋がごみ屋敷にならないだろうか？

高齢者の一人暮らしの方は、もしもの時どうしたらいい？

## ぜひご相談ください

皆さんのお悩みや不安、空室対策に至るまで一緒に考えます。

お話しやすい雰囲気ですので、どうぞお気軽にお越しください。

### 【お問い合わせ】

浦安市社会福祉課

TEL : 047-712-6641 メール : [shakaifukusika@city.urayasu.lg.jp](mailto:shakaifukusika@city.urayasu.lg.jp)